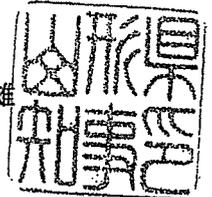


環 保 第208号  
平成16年6月17日

国土交通省東北地方整備局長 殿

山形県知事 高橋和雄



環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書への意見について

一般国道47号新庄古口道路の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

一般国道47号新庄古口道路の環境影響評価準備書についての山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 対象道路事業実施区域は、森林、草地、農耕地、市街地、集落等及び河川からなり、良好な環境を有する地域であることから、環境への影響の回避、低減に努めること。
- (2) 地域に与える影響の把握及び環境保全措置の検討に当たって参考にした各種事例の具体的内容を評価書に記載すること。

2 環境影響評価の項目について

凍結防止剤の散布が環境に与える影響を極めて小さいものと考えた具体的根拠を評価書に記載すること。

3 環境影響評価の結果について

(1) 騒音

自動車の走行に係る騒音の評価結果で、予測値が環境基準に近い値に達している地点があることから、計画している環境保全措置の効果を検証するための事後調査を実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。

(2) 動物

「4. 予測結果」については、影響予測の根拠を、評価書に具体的かつ詳細に記載すること。

(3) 植物

ア 「2. 調査結果」の「(2) 現地調査で確認された重要な植物種」の選定基準に、「特別展追われる生き物からのメッセージ「レッドデータ種山形県より」(平成14年7月19日山形県立博物館発行)を加えること。

イ 「4. 予測結果」については、影響予測の根拠を、評価書に具体的かつ詳細に記載すること。

(4) 生態系

ア 「4. 予測結果」については、影響予測の根拠を、評価書に具体的かつ詳細に記載すること。

イ 対象道路事業実施区域がギフチョウとヒメギフチョウの混棲地という特殊な環境を通過することから、工事の実施及び道路の存在によるギフチョウとヒメギフチョウの混棲地への影響について工事開始前に調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

(5) 廃棄物

コンクリート塊及びアスファルト塊を予測の対象に加え、環境に対する影響を適切に予測評価すること。

4 その他

(1) 橋梁その他の工事に伴う濁水流出について、水質汚濁対策を評価書に記載するほか、十分な監視を行い、水質保全上の問題が生じることのないよう最善を尽くすこと。また、その旨を評価書に記載すること。

(2) 盛土法面の緑化や街路樹の選定に当たっては、外来種による植生への影響に配慮するとともに、工事により新たな外来種の進入や既存の外来種の繁茂が促進されないよう配慮すること。また、その旨を評価書に記載すること。